

廃棄物対策課コーナー

ごみと資源の分別にご協力を

対馬市では、缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、段ボール、古紙の7品目を資源として収集し、リサイクルしています。

平成16年度は、約2,000トンを経済資源として再利用するために島外に搬出しています。

最近、分別されていないためにごみステーションに放置されたままのごみや可燃ごみの袋の中に不燃物が混入しているケースが見られます。

可燃ごみ、資源、不燃物が混じっている場合、缶

今月から、分別を徹底するためルールを品目毎に分けて説明いたします。

12月は、缶とびんについてご紹介します。

缶類、びん類の分別ルール

	缶 類	び ん 類
資源ごみとして出すもの	アルミ缶、スチール缶 お茶・炭酸・果汁・コーヒー・ビール スポーツドリンクなど飲料用の缶	無色・茶色・その他の色のびん 炭酸・果汁・調味料・スポーツドリンク・焼酎（一升瓶以外）・栄養ドリンク・ワイン・洋酒・酢などの飲料用・食用のびん
不燃物として出すもの	粉ミルク缶・お菓子缶・お茶缶 果物・海苔・魚・肉類などの缶詰の缶	化粧品の容器 乳白色（すりガラス）の容器 油びん（ドレッシング・ラー油等） ビールびんよりも大きいびん 割れたガラス容器
特に注意すること	中味、異物（タバコなど）を取り除き、中をすすいで、水切りをしてください。キャップ（金属・プラスチック）やコルクなどの蓋ははずしてください。（金属は不燃ごみ、プラスチック・コルクは可燃ごみに出してください）缶は缶、びんはびんで分けて入れてください。	

やびんなどが資源になれないばかりでなく、分別に手間がかかったり、燃料を余分に使ったり、処理できない不燃ごみを島外へ搬出することになり、皆さんの貴重な税金を余計に使うことになります。

ごみの分別と資源ごみの回収は、ごみの減量化、資源の節約、地球温暖化防止のためだけでなく、対馬市の財政を助けることにもつながります。皆様のご協力をお願いします。

分別された缶類
平成16年度は194トン
をリサイクルしました。



次号はペットボトル、白色トレイ、紙パックについてご紹介します。

年末に向けてのお願い...年末はごみ、し尿の処理施設が混雑します。し尿の汲み取りは、早めにご依頼ください。ごみ処理施設の営業案内...一般ごみの搬入は 対馬クリーンセンター 12月29日の午後4時までです。

戸籍事務の電算化に伴うお知らせ

平成6年12月の戸籍法の改正により、対馬市も平成18年1月23日(月)から戸籍と戸籍の附票において事務の電算化を予定しています。また、除籍と改製原戸籍も平成18年4月から戸籍と同一のシステムで管理いたします。

戸籍法では、戸籍事務の電算化をすれば次のように取扱いが変わります。

名称が変わります。
「戸籍謄本」は「全部事項証明書」に、「戸籍抄本」は「個人事項証明書」に名称が変わります。
様式が変わります。
縦書きの文章形式から横書きの項目形式になります。
数字も漢数字から算用数字に変わります。用紙はA4サイズで、偽造防止用紙に変わります。
氏名の文字が変わる方がいます。
今まで、戸籍に記載されていた氏名の文字は、漢和辞典などにない文字も使用されていました。そのような文字は、コンピュータ化する際には常用漢字、人名用漢字、その他一般に通用する文字（辞書に載っている文字）を使用することになっていきます。その為辞書に載っていない文字が氏名に使用されている場合は、辞典記載文字によってコンピュータ登録させていただきます。この取扱いは、

戸籍の表記上の取扱いであつて、これによって氏又は名の変更がされるものではありませんので、印鑑登録などの変更は不要です。このような方には、今月(十二月)に通知書(告知)をお送りしますのでご理解とご協力をお願いします。
戸籍の附票も変わります。「戸籍の附票」は、戸籍に記載されている人の住所を記載したものです。コンピュータ化後の附票には、最も新しい住所から記載され、その後の住所の異動も順次記録されます。
証明印の色が変わります。今まで朱色の公印だったのが黒色の電子公印に変わります。
証明書の料金に変更はありません。

詳しくは市民課
(53 6111)
もしくは最寄りの
支所・出張所 戸籍担当窓口
までお問い合わせ下さい。

平成17年度対馬市消防吏員採用試験案内 (高校卒業程度)

試験日 平成18年1月22日(日)10時～(9:00から入室開始)
 試験会場 対馬市立豊玉中学校(対馬市豊玉町仁位500番地)
 試験職種、採用予定数及び受験資格

試験区分	試験職種	職務内容	採用予定数	受験資格
高校卒業程度	消防吏員	消防業務	若干名	昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で高校卒業程度の学力を有し、通勤可能な者

また次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に該当する者
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・対馬市職員(合併前の各町、総町村組合、一部事務組合等職員を含む。)として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受付期間 平成17年12月6日(火)から平成18年1月5日(木)まで
 受験手続及び受付期間

受付時間	平成17年12月6日(火)から平成18年1月5日(木)の9時から17時まで。 ただし、土曜、日曜、祝日、12/29(木)~1/3(火)は受付けません。 郵送の場合は、平成18年1月5日必着とします。
申込用紙請求先	対馬市消防本部総務課または消防署各出張所 郵便で請求する際は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
試験の申込方法及び申込上の注意	申込用紙には必要事項を記入し、対馬市消防本部総務課へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。 申込書の受付は、対馬市消防本部総務課で行います。消防署各出張所では受付を行いませんのでご注意ください。 申込書を郵送される方は、封書(簡易書留扱い)により、対馬市消防本部総務課(対馬市厳原町棧原52-2)宛に提出下さい。 なお、郵便はがき欄にあて先を明記し、50円切手を必ず貼ってください。 申込の際は、必ず申込書に写真を貼ってください。 写真は申込前6か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきりわかるもの(縦5.5cm、横4.5cm程度のもの) 写真のない場合は受付できません。

問合せ先 対馬市消防本部総務課(担当:小田)
 0920-52-0119 助 0920-52-1194 Email syoubou-tsushima.jp

年金コーナー

年金裁定請求書の事前送付のお知らせ

社会保険庁では、平成17年10月より年金請求の利便性や請求漏れ防止を目的に、平成18年1月以降に60歳又は65歳の誕生日を迎えられる方等を対象に誕生月の3ヶ月前に、老齢基礎年金の受給資格(期間要件)を満たしている方等に対して、年金加入記録等を印字した「裁定請求書(年金の請求書)」や「裁定請求の案内(はがき)」の送付を始めています。

年金加入記録が共済組合のみの方は除きます。
年金加入記録の関係上、裁定請求書が送られない場合もあります。誕生月の2ヶ月前までに到着していない方についてはお問い合わせください。

お問合せ

長崎社会保険事務局長崎北事務所

095 861 1211

または、対馬市各支所住民生活課
 年金担当まで

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

平成18年1月17日(火)
 9時から15時まで 厳原地区公民館
 平成18年1月18日(水)
 10時から15時まで 美津島支所別館2階

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童の生活の安定と自立の促進を寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

支給対象者

父と生計を同じくしていない18歳に達した最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満の心身に障害がある児童を監護している母、または母に代わって養育している方に支給されます。ただし、老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる方には支給されません。

所得制限

所得が一定額以上あるとき、手当は支給されません。

手当の支払

手当は、市町村が認定請求書を受け付けた日の属する月の翌月分から支給され、4月・8月・12月の3回(各月とも11日、ただし、11日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の営業日)支払月の前月までの分が支払われます。

現況届

現況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届で、この届を提出しないと、引き続いて受給資格があっても8月以降の手当の支給を受けることができませんので必ず提出してください。なお、現況届が提出されず2年を経過しますと時効となり受給権を失いますので、ご注意ください。

手当額(全部支給の場合)

- 1人・・・41,880円
- 2人目・・・5,000円加算
- 3人目以降・・・3,000円加算

受給請求権の時効

受給資格が発生し、5年以上請求を行わない場合は、受給請求権が時効消滅いたします。

各種届

婚姻、住所、氏名、転出、死亡等で生活状況に変動があった場合は、各種届が必要ですので、速やかに提出してください。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障害がある児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

支給対象者

手当を受けることができる人は、心身に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父、母または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、障害を事由に公的年金を受給できる児童、児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。

所得制限

所得が一定額以上あるとき、手当は支給されません。

手当の支払

手当は、市町村が認定請求書を受け付けた日の属する月の翌月分から支給され、4月・8月・11月の3回(各月とも11日、ただし、11日が郵便局の休業日にあたる場合は、その直前の営業日)支払月の前月までの分が郵便局預金通帳への振り込みにより支払われます。

所得状況届

所得状況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届で、お住まいの市町村から通知します。この届を提出しないと、引き続いて受給資格があっても8月以降の手当の支給を受けることができませんので必ず提出してください。なお、所得状況届が提出されず2年を経過しますと時効となり受給権を失いますので、ご注意ください。

手当額

- 1級・・・50,900円
 - 2級・・・33,900円
- 対象児童が2人以上の場合も同額加算。

各種届

住所、氏名、転出、死亡等で生活状況に変動があった場合は、各種届が必要ですので、速やかに提出してください。

問い合わせ先

各支所健康福祉課または福祉事務所福祉課
0920 - 58 - 2294



製造事業所の皆様へ

統計調査にご協力ください

平成17年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

経済産業省・長崎県・対馬市

問い合わせ先 対馬市選挙管理委員会
0920536111(内線416)

期日前投票、不在者投票、郵便投票等に関することは、左記まで。

投票日当日、投票できない見込みの方は、1月20日～2月4日までの期間、各支所に設置する期日前投票所で期日前投票をすることが出来ます。投票時間は午前8時30分～午後8時までの予定です。
投票に関する詳しいことは、平成18年1月号の「広報 つしま」に掲載する予定です。

告示日 平成18年1月19日(木)

投票時間 午前7時～午後6時(予定)

投票日 平成18年2月5日(日)



長崎県知事選挙

平成18年度 対馬市立幼稚園 入園児募集!

募集園

園名	住所	電話
厳原幼稚園	厳原町今屋敷670番地	52 - 0134
北幼稚園	厳原町東里35番地の1	52 - 3306
久田幼稚園	厳原町久田432番地	52 - 2843
豆酛幼稚園	厳原町豆酛2286番地の4	57 - 0740
鶏鳴幼稚園	美津島町雞知乙588番地3	54 - 2366
比田勝幼稚園	上対馬町比田勝720番地	86 - 2238

入園料・保育料

5歳児 (1年保育)	入園料	9,000円
	保育料	6,100円
4歳児 (2年保育)	入園料	9,000円
	保育料	6,100円
3歳児 (3年保育)	入園料	12,000円
	保育料	9,100円

入園料及び保育料については、国の基準単価により改定されることもあります。

募集人員(各幼稚園とも)

区分	生年月日	募集人員
5歳児(1年保育)	平成12年4月2日~平成13年4月1日生	35名
4歳児(2年保育)	平成13年4月2日~平成14年4月1日生	35名
3歳児(3年保育)	平成14年4月2日~平成15年4月1日生	20名

募集期間 平成17年12月1日(木)~平成18年1月13日(金)

申込方法 募集園及び下表の教育委員会各事務所に用意しております「入園申込書」及び「誓約書」に、必要事項を記入し、住民票を添付のうえ、教育委員会各事務所に提出ください。

その他

- 募集人員を超える場合は、抽選で入園者を決定します。

抽選日...平成18年1月27日(金)

抽選場所...各幼稚園

- 抽選にもれた場合、定員に満たない他の園があれば、再度申し込むことができます。

再募集期間...平成18年2月6日(月)~

平成18年2月10日(金)

再募集の詳細については後日お知らせします。

- 現在在園中の園児については申込の必要はありません。
- 退園希望者については、各園に申し出ください。

対馬市教育委員会厳原事務所	52 - 1211
対馬市教育委員会美津島事務所	54 - 2271
対馬市教育委員会豊玉事務所	58 - 1116
対馬市教育委員会峰事務所	83 - 0581
対馬市教育委員会上県事務所	84 - 2371
対馬市教育委員会本庁(上対馬事務所)	86 - 3212

問い合わせ

対馬市教育委員会 学校教育課
0920 - 86 - 3212



墓地について

墓地の経営、変更又は廃止については、市の許可が必要です。

墓地の経営、変更又は廃止について対馬市は、「対馬市墓地、埋葬等に関する条例」を制定しており市民の皆様は厳守する義務があり、無許可で墓地を設置することはできません。

また、墓地の乱立、公衆衛生その他公共の福祉を確保する見地から個人墓地の経営は原則として認められておりません。ただし、特にやむを得ない事由があると認められた場合はこの限りではありません。

問合せ先

各支所住民生活課 墓地担当
または、市民生活部市民課まで



社会福祉協議会からのお知らせ

1月の無料法律相談

<担当弁護士：大出夏海弁護士(対馬ひまわり基金法律事務所)>

日程	会場	申込先
11日(水)	上対馬町地域福祉センター	【対馬市社協 上対馬支所】 電話:0920 - 86 - 3841
18日(水)	上県町地域福祉センター	【対馬市社協 上県支所】 電話:0920 - 84 - 2168
25日(水)	峰町保健福祉センター	【対馬市社協 峰支所】 電話:0920 - 83 - 0294

相談の時間は午後1時~午後4時

相談を希望される方は、必ず事前(前日の午後5時まで)に予約をお願いします。

1月の心配ごと相談

日程	会場	担当相談員
10日(火)	厳原地区公民館	村岡月子、山崎一宏、日高一夫
17日(火)	上県町地域福祉センター	阿比留義教、佐伯正發、佐伯繁
24日(火)	厳原地区公民館	阿比留朔、佐伯利之、永尾五助
31日(火)	上県町地域福祉センター	岡野利雄、阿比留義教、佐伯正發

相談の時間は午前10時~午後3時30分

受付は当日会場で受け付けます。先着順で相談を受けます。

当日相談員が変更となる場合があります。ご了承下さい。

問合せ先...対馬市社会福祉協議会 地域福祉班 0920 - 58 - 1432